

モデル作品と名誉・プライバシーの問題

—『石に泳ぐ魚』事件判決をめぐって—

村 上 孝 止

芥川賞作家柳美里さんの処女作『石に泳ぐ魚』の中でモデルにされたと主張する女性が、顔に障害のある事実や経歴などを描かれて名誉を毀損され、プライバシーも侵害されたと損害賠償や謝罪広告、出版差し止めなどを求めていた訴訟で、東京地裁は一九九九年六月二二日、一二〇万円の支払いと、修正版を除いて「一切の方法による公表」を禁じる判決を言い渡した。

プライバシー侵害を主張する訴訟は、九〇年代に入つて年間一〇件くらいに増えていたのが、九〇年代後半に入ると年間三件程度に急減したが、その中では、いわゆるモデル事件が目立つている。プライバシー訴訟の最初とされる『宴のあと』事件もモデル事件だった。どのようなものをモデル事件とするかは難しい点もあるが、論者なりにモデル事件に分類できるものを集めて見ると、今回の事件を含めて一二二件を数え、名誉・プライバシー訴訟の中に、かなり大きな比重を占めている。

最近では『捜査一課長』事件が、一九九一年一月四日の最高裁判決で出版側の敗訴が確定した。『名もなき道を』事件は、高裁段階で和解が成立して、九五年五月一九日の東京地裁判決だけが残ることになった。そして今回の『石に泳

ぐ魚』事件である。モデルものをめぐる名誉・プライバシーの問題は、古くて新しい問題といえよう。名誉・プライバシーをめぐる重要な判例のいくつかも、この分野から出ている。モデル事件の状況や、今回判決の問題点を検討する。

— モデル作品の訴訟の系譜

論者がモデル作品と考えるもので、名誉・プライバシー事件として問題になつたものを発生順に上げると、次のとおりである（◇は刑事、○は民事で、黒抜きは作者側に責任があつたと認められたが、白抜きでは、責任が否定された）。

- ◆『幹事長と女秘書』事件 面白俱楽部掲載の小説『幹事長と女秘書』のモデルにされ、隠し子がいる事実などを記述されたことを理由とする名誉毀損被告事件、五七年七月一三日東京地裁判決・有罪。判時一一九号一ページ。
- 『白い魔魚』事件 新聞小説『白い魔魚』のモデルにされ、旧家没落の事実などを記述されたことを理由とする謝罪公告損害賠償請求事件、五九年三月二八日岐阜地裁判決・請求棄却。判時一八二号一七ページ、判夕八九号七五ページ。
- ◆『般若苑マダム』事件 パンフレット『般若苑マダム物語』に実名で生い立ちや素行を記述されたことを理由とする名誉毀損被告事件、六四年五月二九日東京地裁判決・有罪、六七年六月二九日東京高裁判決・破棄自判・有罪、六九年二月六日最高裁第一小法廷判決・破棄自判・有罪。①②判時五〇二号一〇ページ、②高刑一〇卷四号四二六ページ、③最刑二三卷二号八三ページ、判時五四七号五ページ。
- 『宴のあと』事件 小説『宴のあと』のモデルにされ、私生活を記述されたことを理由とする損害賠償請求事件、

六四年九月二八日東京地裁判決・一部認容。下民一五巻九号二三一七ページ、判時三五八号一二ページ。

◆『告発』事件 単行本『告発―犯人は別にいる』の中で名指しで真犯人とされたことを理由とする名誉毀損被告事件、六五年五月二二日東京地裁判決・有罪、七一年二月二〇日東京高裁判決・各控訴棄却、七六年三月二三日最高裁第一小法廷決定・上告棄却。①下刑七巻五号八六九ページ、判時四一二号八ページ、②判時六二六号三〇ページ。

◆『大阪府会滑稽譚』事件 中間読み物『外遊はもうかりませ―大阪府会滑稽譚』でモデルにされ、空出張で旅費を着服した事実などを記述されたことを理由とする名誉毀損被告事件、六六年二月一九日大阪地裁判決・有罪、六八年一一月二五日大阪高裁判決・控訴棄却、六九年一〇月一日最高裁第一小法廷判決・上告棄却。②下刑一〇巻一一号一〇五〇ページ、判時五五二号八六ページ、判タ二三三号二一七ページ、③最刑一三巻一〇号一一九九ページ、判時五七三号九二ページ。

●『大阪府会滑稽譚』事件 同上の事実を理由とする損害賠償請求事件、六八年七月三〇日大阪地裁判決・一部認容。判時五二八号一五ページ。

○『エロス+虐殺』事件 映画『エロス+虐殺』に実名で男女間の愛憎の葛藤を描写されたことを理由とする映画上映禁止仮処分申請事件、七〇年三月一四日東京地裁決定・却下、同年四月一三日東京高裁決定・抗告却下。①下民二二巻三・四号四二三ページ、判時五八六号四一ページ、判タ二三四四号一四七ページ、②高民一三巻二号一七二ページ、判時五八七号三一ページ。

●『愛情問題のすべて』(全貌)事件 全貌『汚職と論功人事と愛情問題のすべて』に実名で妻妾同居の事実などを記述されたことを理由とする雑誌配布禁止仮処分申請事件、七四年一月一九日仙台地裁決定・認容、雑誌配布禁止等仮処分異議事件、同年七月二〇日仙台地裁判決・異議却下。決定判時七三二号三七ページ、判決判時七六八号

八〇ページ。

○『落日燃ゆ』事件 伝記小説『落日燃ゆ』に故人が実名で部下の妻との間に不倫関係があつたかのように記述されたことを理由とする謝罪広告等請求事件、七七年七月一九日東京地裁判決・請求棄却、七九年三月一四日東京高裁判決・控訴棄却。①判時八五七号六五ページ、②判時九一八号二一ページ。

◆『四重五重の大罪犯す創価学会』（月刊ペン）事件 『四重五重の大罪犯す創価学会』に実名で男女関係などを記載されたことを理由とする名誉毀損被告事件、七八年六月一九日東京地裁判決・有罪、七九年一二月一二日東京高裁判決・控訴棄却、八一年四月一六日最高裁第一小法廷判決・破棄差戻、八三年六月一〇日東京地裁判決・有罪、八四年七月一八日東京高裁判決・控訴棄却。①②判時九七八号一三〇ページ、③最刑三五巻三号八四ページ、判時一〇〇〇号二五ページ、判タ四四〇号四七ページ、二次①判時一〇八四号三七ページ、二次②判時一一二八号三二ページ。

◆『スター交歎図』事件 問題小説掲載の読み物『決定版!!スター交歎図、悦楽へのスター処女編』と、これを要約引用した女性自身掲載の記事『スゴイ性を書かれたスターたちの大混乱』に約三〇人が実名で不純な交友関係を記述されたことを理由とする名誉毀損被告事件、八〇年七月七日東京地裁判決・有罪。マスコミ関係事件裁判例集三集二七ページ。

●『ある権力者の誘惑』（北方ジャーナル）事件 北方ジャーナル『ある権力者の誘惑』に実名で私生活上の事実などを記載されたことに対する雑誌販売配布禁止等仮処分申請事件、七九年二月一七日札幌地裁決定・認容、同仮処分異議申立事件、八〇年一一月五日札幌地裁判決・仮処分認容。異議事件②判時一〇一〇号九一ページ。出版差し止めを理由とする損害賠償請求事件、八〇年七月一六日札幌地裁判決・請求棄却、八一年三月二六日札幌高裁判決・控訴棄却、八六年六月一一日最高裁大法廷判決・上告棄却。③最民四〇巻四号七八二ページ、判時一一九四号三ページ、

判タ六〇五号四二ページ。

●『密告』事件 実録小説『密告——昭和俳句弾圧事件』に故人が実名で特高に密告したと記述されたことを理由とする謝罪広告等請求事件、八三年三月二三日大阪地裁堺支部判決・一部認容。判時一〇七一号三三ページ。

●『政治家の夜と昼』事件 代議士名を実名で記述した暴露本『政治家の夜と昼——議員秘書のブラック・ノート』の筆者と見られることを理由とする謝罪広告等請求事件、八七年一〇月二一日東京地裁判決・一部認容。判時一二五二号一〇八ページ。

●『逆転』事件 ノンフィクション作品『逆転——アメリカ支配下・沖縄の陪審裁判』に実名で前科のあることを記述されたことを理由とする慰謝料請求事件、八七年一一月二〇日東京地裁判決・一部認容、八九年九月五日東京高裁判決・控訴棄却、九四年二月八日最高裁第三小法廷判決・上告棄却。①判時一二五八号二二ページ、判タ七一五号一八四ページ、②高民四二卷三号五二三ページ、判時一三三三号三七ページ、判タ七一五号一八四ページ、①③最民四八卷二号一四九ページ、③判時一五九四号五六ページ。

●『殺しもある暴力銀行』事件 単行本『殺しもある暴力銀行——D相銀を食つた悪い奴ら』に実名でホモである事実などを記述されたことを理由とする図書頒布禁止等仮処分申請事件、八八年一〇月一三日東京地裁決定・認容。判時一二九〇号四八ページ。

●『虚妄の学園』事件 ブックレット『虚妄の学園——S学園高校、その歪んだ実態』に実名で女性関係などを記述されたことを理由とする書籍販売等禁止仮処分申請事件、八九年三月二十四日東京地裁決定・一部認容。判タ七一三号九四ページ。

●『二六条の説明について』事件 筆者不明の怪文書『二六条の説明について』に実名で女性関係などを記述され

たことを理由とする伊勢新聞への掲載禁止仮処分申立事件、九二年一月一〇日津地裁決定・一部認容。未掲載。

○『名もなき道を』事件 小説『名もなき道を』で故人がモデルにされ、奇行などを書かれたことを理由とする出版禁止請求事件、九五年五月一九日東京地裁判決・請求棄却。判時一五五〇号四九ページ、判タ八八三号一〇三ページ。

●『捜査一課長』事件 小説『捜査一課長』でモデルにされ、甲山事件の犯人視する記述がされたことを理由とする損害賠償等請求事件、九五年一二月一九日大阪地裁判決・一部認容、九七年一〇月八日大阪高裁判決・控訴棄却、九九年二月四日最高裁第一小法廷判決・上告棄却。①判時一五八三号九八ページ、判タ九〇九号七四ページ、②判時一六三一号八〇ページ。

●『石に泳ぐ魚』事件 小説『石に泳ぐ魚』でモデルにされ、顔面に障害のある事実などを記述されたことを理由とする損害賠償等請求事件、九九年六月二二日東京地裁判決・一部認容。未掲載。

二 モデル作品の訴訟の概要

モデル事件の概略をまとめて見ると、問題になつた作品は純文学作品から非難告発文書までさまざままで、映画と怪文書も各一件ある。

全部で二二件中、一八件では作者（筆者不明の『二六条の説明について』では、掲載する可能性のある新聞）が責任を問われている。モデル作品で名譽・プライバシーが問題になるときは、作者が責任を問われる率がかなり高いといえよう。

訴訟形態別では、刑事事件として争われたものが五件で、いずれも作者側が有罪となつた。民事事件になつたのは一七件で、うち一二三件では作者側が敗訴した。

モデル作品で被害を受けたと訴えた人は、政治家が最も多く、『幹事長と女秘書』、『宴のあと』、『大阪府会滑稽譚』（二件）、『エロス十虐殺』、『愛情問題のすべて』、『落日燃ゆ』、『ある権力者の誘惑』、『二六条の説明について』の九件を数える。

次いで多いのが私人が提起した訴訟で、八件を数えるが、『般若苑マダム』で描かれたのは東京都知事選の立候補者と再婚した妻という特殊な立場にある私人だつた。『スター交歎図』で描かれたのは有名芸能人で、このような人たちでも、日本では私人として扱わることが明らかにされた。『密告』事件では、故人となつた有名俳人が描かれた。『逆転』事件では、かつて有罪判決を受けた運転手が、その事実を実名で描かれた。『政治家の夜と昼』の訴訟提起者は元代議士秘書で、同人の名前と似た筆者名を使つた本が出版されたため、筆者と思われては困ると訴えて認められた。これらはいずれも、被害者は私人ではあつても、無名の私人というわけにはいかない側面を持つてゐるが、『白い魔魚』、『名もなき道を』と今回の『石に泳ぐ魚』でモデルにされた人物は、無名の私人が変名で描かれた。

『四重五重の大罪犯す創価学会』事件は、私人でもその社会的活動の性質や社会に及ぼす影響力の程度などによつては公共性を持つ場合があるという最高裁判例を引き出すことになつた重要事件で、『殺しもある暴力銀行』の中で描かれた銀行頭取、『虚妄の学園』の中で描かれた学園理事長とともに公的 existence と判定された。

『告発』は実名で、『捜査一課長』は変名だつたが、犯罪関係者がいずれも真犯人として描かれた。

モデルとされた人物が作品中に実名で登場しているものが一四件で、変名は八件だつた。だが、変名作品でも、実質的に実名と同じという場合も多い。『幹事長と女秘書』では、「この作品にはモデルはありません」とことわりなが

ら、時の幹事長と酷似した名前が使われ、似顔絵も掲載されていた。『宴のあと』は、外務大臣の経験者で、東京都知事選に革新系から立候補したという実在の人物をモデルにしたことを明示していた。『大阪府会滑稽譚』に登場する府議は、実在の府議と名前が酷似していて、その人のクセなども描写されていた。『捜査一課長』は、甲山事件という特定の事件を扱っていたから、容疑者とされる人物は歴然としていた。

非難攻撃し、あるいは揶揄しようという特別な意図を持つた作品の場合、読者にターゲットが識別できないようでは作品そのものの意味がなくなるから、作中では変名にしても実在の人物がわかるようにするというのは当然のことのようである。非難攻撃などの意図がない場合でも、有名人をモデルにしていることをうたえば、読者へのアピール度も強くなることは間違いない。『名もなき道を』事件では、司法試験に二〇回失敗した男性をモデルにしたことを行うたって、売り出された。モデルが有名人でなくとも、全く架空の人物であるよりは、実在の人物をモデルにしたというほうが真実味があり、読者に訴える力も強くなるからであろう。

三 無名の私人がモデルになつた場合

作品のモデルにされて人権を侵害されたという主張が通らなかつたのは、『白い魔魚』、『エロス十虐殺』、『落日燃ゆ』、『名もなき道を』の四件に過ぎないが、『エロス十虐殺』と『落日燃ゆ』では、政治家が作品中に実名で登場して、作者の責任は否定された。『白い魔魚』と『名もなき道を』の両事件では、一般私人が変名で登場したと主張したが、モデルにされたという主張は通らなかつた。

私人に分類される人物が作品で名誉・プライバシーを侵害されたと訴えた事件は八件あるが、『スター交歎図』事

件は有名芸能人、『密告』事件も有名俳人（故人）、『逆転』事件は、過去に殺人事件で有罪判決を受けた人物が被害者で、名もない市井の一般私人ではなかつたし、作品中にいざれも実名で登場していた。これらの事件では、作者の側に責任があつたとされた。

創作作品に登場する人物には、何かの形でモデルがあるのが普通だが、通常はだれがモデルであるかはわからないように記述されるから、人権侵害だと法廷で争われること自体がレアケースだが、法廷に持ち出されると、一般的には作者側が敗訴するケースが多いといえる。だが、無名の一般私人が変名で登場したと訴えた事件では、件数は多くはないが、要求は通らないことのほうが多いといえそうである。

『白い魔魚』事件では、判決は、同一点や類似点があるというだけでは、実在の人物と作中人物の同一性の根拠にはならないと簡単に請求を退けた。『名もなき道を』事件では実在の人物がモデルになつたことは認めながらも、「芸術的創造過程においてデフォルム（変容）され、作中人物が実在人物とは全く異なる人格と認識させるに至つて」いる」と述べて同一性を否定し、請求を退けた。無名の一般私人の場合、同一性判定のハードルはかなり高いといえよう。創作中の人物とモデルの間の若干の相似程度で、作者がいちいち責任を問われたのでは、創作活動は大幅に制限されることにならざるを得ないことになるから、これは当然のことであろう。

作品中に変名で脇役として登場した無名の一般私人が、モデルにされて名誉・プライバシーを侵害されたと訴えを起こしてその主張が通り、しかも差し止め命令まで出たという点で、『石に泳ぐ魚』事件は極めて珍しい事件だった。この事件で、実在の人物と作中人物の同一性認定の決め手になつたのは、顔面に障害のある事実や、一三回の手術でもその障害に治癒の見込みがないこと、父親にスパイ容疑での逮捕歴があることなど、きわめて具体的な事実が記載されていたためのようである。仮処分段階で出版の合意があつたと認定された修正版では、これらの事実は削除され

るかばかされている。

作品の芸術的な完成度とモデル問題は関係がなく、決定的な類似点が複数個描かれていて、それが名誉などを侵害するものであれば、責任を問われても仕方がないということであろう。

この判決で、日本独自の文学ジャンルである私小説が影響を受けるのではないかという指摘があった。昔から、作家の周辺の人は何かの形で作品に取り込まれて迷惑を受けることになるとは、よくいわれることである。私小説作家の場合、迷惑の度合はさらに高くなる。だが、私小説といえども小説（フィクション）なのだから、事実だけを書き連ねるわけではない。実在の人物に焦点を当てて、その人のこととわかるような形で、名誉を毀損するような具体的な事実を作品中に取り込むことを慎むべきは当然のことであろう。

四 差し止め命令の問題点

人権侵害があつたと判定された一七件のうち六件では差し止め命令が出ているが、通常の名誉・プライバシー事件に比べて、モデル事件の場合は差し止めが認められる比率がきわめて高いといえる。差し止めは『愛情問題のすべて』、『殺しもある暴力銀行』、『ある権力者の誘惑』、『石に泳ぐ魚』の四件では全面的であり、『虚妄の学園』と『二六条の説明について』では部分的だった。

差し止め命令が出る場合、これまで、被害者は政治家か公的 existence に限られていて、作品はいずれもターゲットを名指しで非難攻撃する意図が歴然としたものだった。非難攻撃の意図が感じられない文学作品に変名で登場した無名の一般私人に差し止めが認められたという点で、『石に泳ぐ魚』事件はきわめて特異なケースだったといえよう。

表現物に差し止め申請や請求が出るようになった最初が、映画『エロス+虐殺』事件だった。この事件では申請は却下になつたが、決定理由の中で言論表現行為に差し止めの可能性が指摘され、その後、特定人物を非難攻撃する文書などに、全面差し止めや部分差し止めが出始めた。最高裁大法廷は、「ある権力者の誘惑」に対する差し止めをめぐる事件の判決の中で、「表現行為に対する事前差止は、原則として許されない」としながらも、例外的に差し止めが認められる要件として、①表現内容が眞実でないか、または専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、②かつ、被害者が重大な損害を被り、③その損害は回復困難なとき、の三つをあげており、概して裁判所は言論表現の差し止めには慎重である。

非難攻撃の文書は、効果を高めるために出版予告がされることがあるが、記述内容が、たとえば『愛情問題のすべて』事件のように、姪を同居させているのを「妻妾同居」と書かれた場合、外形的にはそのように見えなくはないから、出版によるダメージは大きくなる。しかも、政治家の場合、それが当落に影響することになれば、損害の回復は困難どころか不可能になる。出版側はそのような結果を期待するわけだが、そのような効果を狙つた予告が出たり、一度出したものを引き続き出版するような場合に、差し止め命令が出ることが多い。

『石に泳ぐ魚』事件では、訴訟提起に先立つてモデルにされた女性から小説の出版中止などを求める仮処分申請があり、その段階で「一切の方法で表現しない」ことでの合意があつたと認定されて、これが判決主文に盛り込まれたということのようである。だが、非難攻撃の文書ではない文学作品の『石に泳ぐ魚』に対する「書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化等の一切の方法による公表」の差し止めが、最高裁大法廷判決の示した基準をかなり大きく外れたものであることは、指摘するまでもないところであろう。仮処分と本訴は別の訴訟行為なのだから、もっと別の厳格な判断があつてしかるべきだったのではなかろうか。

『石に泳ぐ魚』の差し止めに当たっては、「一切の方法による公表」を禁止するというきわめてきつい表現が使われたことも注目される。

最近は、タレントの追っかけ本などで、差し止め命令が出ても、手を変え品を変えて出版が繰り返されるために、命令が連発されている。だが、このような悪質な事件でも、タレント側の「一切の表現行為」の禁止請求は認められない。この文言には、言論表現の自由を保障し、検閲を禁止した憲法規定の無視につながりかねないニュアンスがあるからである。『石に泳ぐ魚』事件では、仮処分段階での合意がそのまま取り込まれたようであるが、判決主文にこのような文言が入ったことは疑問といわざるを得ないし、今後この判決主文が一人歩きする心配も残ることになった。

政治家やタレントの事件に見られる被害やその回復の困難さと、今回の『石に泳ぐ魚』事件のそれとは、本質的に違っていることは明らかであろう。

五 障害の記述は「プライバシー」侵害か

『石に泳ぐ魚』事件では、随所にプライバシー侵害の主張があり、被告側もこれに反論していく、判決理由もプライバシーのオンパレードとなつていて、とくに障害の記述にプライバシー論争が展開されたことが注目される。

原告側は「顔面の障害についての記述はプライバシーの侵害に当たる」と主張し、被告側も「顔面に障害を有する事実は、原告の外貌に関する事実であり、秘匿性を欠くから、プライバシー侵害の問題は生じない」と反論していたが、判決はこれを受けて「顔面に障害がある事実は、通常公表を欲しない事実であり、かかる事実の公表は原告に精

神的苦痛を与えるものと認めるべきであるから、右事実を摘示することは、原告のプライバシーを侵害するものとうべきである」と判示している。

障害についての記述が法廷で争われたのは、久々のことだった。かつて、地方紙のコラムが片腕のない町議の行動を「肉体的の片手落ちは精神的の片手落ちに通じるとか」と論評したのが名誉毀損ではないかと争われた『片手落ち』事件では、最高裁は「およそ公務となんらの関係のないことを執筆掲載することは、身体障害者である被害者を公然と誹謗するもの」とし（五二年一二月一五日第三小法廷判決。最刑七巻一二号一四三六ページ）、二審判決はもつと率直に、身体障害の事実の摘示は「たとえ真実であるにせよ、許されないもの」と述べていた（五二年五月一七日大阪高裁判決。高刑五巻五号ハ二七ページ）。現在は、他人の痛みに一層の配慮が求められる時代だから、『石に泳ぐ魚』事件の判決の判断は至極当然だが、それをプライバシーという言葉で表現したのは問題だつた。「障害の事実をみだりに公表されない利益」に明確な権利性を認める絶好の機会だつたのに惜しまれる。

『石に泳ぐ魚』事件に判決のあつた直前の六月九日に、大阪地裁で判決のあつた『幼稚園児虐殺犯人の起臥』事件でも、犯罪少年の実名・顔写真などの掲載をめぐつて、同様に法廷ではプライバシー論争が展開されていた。だが、判決は「非行を犯した少年について、氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等がみだりに公表されないという法的保護に値する利益」と表現していて、『石に泳ぐ魚』事件の判決とは対照的だつた。

プライバシー権の提唱者は、この権利を限定的なものとせず、判例の中での成長に任せるとべきだと提案し、この提案に沿つて次々に新しい事態がプライバシー侵害として認められていった。このために、プライバシーはアメリカでも定義できないものとされている。

マスメディアなどが個人の領域に立ち入ることが多くなつた今日、それに対抗する存在としてのプライバシーは世

界的な流行語になり、日本でも、適當な訳語がないために、日常語として盛んに使われている。王室などのプライバシーがしばしば問題になつたイギリスでも、プライバシーという言葉は日常語になつておらず、法律的にこれを取り入れるべきだとする意見も強いが、その場合、判例法としては取り入れるべきではなく、成文法で取り入れるべきだとする考え方がある。

「プライバシーおよび関連の諸問題に関する王立委員会」が一九九〇年に出した報告では、「私的所有地に法的所持者の同意なしに、公表を意図した個人情報を得るために入ること」「私的所有地にその法的所有者の同意なしに、公表を意図した個人情報を得るために監視装置を設置すること」「私的所有地にいる個人の同意なしに、本人であることがわかるような形で公表する意図をもつて写真をとつたり、音声を録音すること」の三点をプライバシー侵害として、刑事犯罪とすることを勧告した。この勧告は実現しなかつたが、イギリスでは、プライバシーを具体的・限定的にとらえようとしていることがうかがえる。

フランスでは、一八〇四年公布の世界最古の刑法典が一九九二年に新刑法典に衣替えしたが、「私生活の侵害」を規定した二二六一一条は次のようになっている。

「①次に掲げる何らかの手段を用いて、他人の私生活の内奥に対し、故意に侵害する行為は、一年の拘禁及び三〇万フランの罰金で罰する。

- 1 私的もしくは秘密なものとして話された言葉を、本人の承諾を得ないで傍受し、録音し、又は伝達すること。
- 2 私的な場所にいる人の肖像を、その承諾を得ないで写し、録画し又は伝達すること。

②本条に規定する行為が当事者の認識できる状態の下に行われ、当事者がその行為を防止し得るにもかかわらず防止しなかつた場合には、その者の承諾があつたものと推定される」

フランスでは、一九七〇年にプライバシー侵害を防止するための規定が置かれたが、刑法典の衣替えで、テレビ時代に対応するための若干の改正があり、罰則が強化された。フランスの規定も、きわめて具体的であり、限定的である。

日本は成文法主義の国である。この主義の下では、重要な用語には法律の中で定義が与えられ、判例で意味が限定される。たとえば、名誉を毀損するとは、社会的評価を低下させることであり、公然と事実を暗示しての「公然」とは、不特定または多数の人に認識できるようにして、多数とは数人以上をいう、とされる。

意味を限定的に使う国の法廷を、意味の不明確なプライバシーという言葉が法律用語然としてまかり通っている図は奇妙であり、不可解というしかなかった。だが、最近は、これを是正しようという動きが強まっている。

六 プライバシーを言い換える動き

裁判所法七五条（裁判所の用語）は「裁判所では、日本語を用いる」と定めている。用語が単語までを拘束するかには疑問があるが、何でもかんでもカタカナにするのが好きな官公庁の多い中で、裁判所は、横文字を使うことの最も少ないところとして目立っている。だが、置き換える適当な日本語がないというのが最大の理由と思われるが、プライバシーについては例外だった。しかも、『宴のあと』事件以来、裁判所が率先して、プライバシーの日本語化を推進してきた。しかし、便利だが包括的で曖昧なプライバシーという表現を、それが意味している状況に即して日本語に言い換え、限定する動きが強まっている。この動きは、前科回答事件をめぐる最高裁判決から始まった。

弁護士の質問に答えて、区役所が運転手に前科のある事実を回答したことが違法かどうかが争われた前科回答事件

（七五年九月二五日京都地裁判決・請求棄却、七六年一二月二一日大阪高裁判決・原判決変更・一部認容、八一年四月一四日最高裁第三小法廷判決・上告棄却。①判時八一九号六九ページ、②判時八三九号五五ページ、③最民三五卷三号六二〇ページ、判時一〇〇一号三ページ）は、二審段階までは専らプライバシー侵害事件として争わっていた。だが、最高裁は「前科・前歴をみだりに公表されない利益」といい換えた。モデル事件の『逆転』の場合も同様に、二審まではプライバシー侵害事件として争わっていたが、九四年の最高裁判決は「前科等にかかる事実の公表によつて、新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益」と言い換えている。

その後、タレントの住所や電話番号などを無断で出版物に掲載したのはプライバシー侵害だと争われた『タカラヅカおつかけマップ』事件では、「平穏に私生活を送るうえでみだりに個人としての住居情報を他人によつて公表されない利益」が認められ（九七年二月二二日神戸地裁尼崎支部判決。判時一六〇四号一二七ページ）、電話番号簿への掲載拒否を通告したにもかかわらず、これを無視して掲載したのはプライバシーの侵害だと争われた『電話番号簿』事件では、「自己の意思に反してその氏名・電話番号及び住所を公表されない利益」が承認された（九八年一月二一日東京地裁判決。判時一六四六号一〇二ページ）。

さらに、少年の時に起こした犯罪事件を実名・顔写真入りで報道したのはプライバシー、氏名肖像権、名誉権などの侵害だと争われた前掲の『幼稚園児虐殺犯人の起訴』事件では、判決理由は「およそ自然人は、成年であるか少年であるかを問わず、他人に知られたくない私生活上の事実や情報を広く公表されないこと、及び、自己の容貌・姿態をその意に反して広く公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」としたうえで、実名や過去の非行に関する事実、家族関係や生い立ちについて「みだりに公表されないことにつき法的保護に値する利益」を認めた（九九年六月九日大阪地裁判決。未掲載）。本人と推定できるような仮名で少年事件を報道したのは名誉・プライバシー

侵害だと争われた『少年にわが子を殺されたこの親たちの悲鳴を聞け』事件でも、「事件を起こした本人と推知できるような記事を掲載されない利益」が承認された（九九年六月二〇日名古屋地裁判決。未掲載）。

肖像権の関係では、京都府学連事件の最高裁判決（六九年一二月二四日大法廷判決。最刑三三巻一二号一六二五ページ）が「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」と明言し、人気作家の再婚相手と見られていた女性が台所で立ち働いている姿を盗み撮りして掲載した『噂の女性』事件では、「自己の容貌・姿態をその意に反して撮影され公表されない人格的利益」が承認されていた（八九年六月二三日東京地裁判決。判時一三一九号一三二ページ）。

これらの表現にしばしば登場する「みだりに」とは正当な理由なくという意味である。正当な理由があれば私的項目などの記述や写真の撮影・公表も許される場合があることはいうまでもない。

また、法律に明らかな規定がある場合は「権利」となるが、規定がなくて、判例・判決で権利性が認められる場合は、「自由」ないし「利益」と表記される。権利と自由ないし利益には法律上の差はないという説と、自由や利益は、成熟した権利とはいえないという説とがある。前掲『噂の女性』事件では、肖像権の侵害は認めたが、肖像権に基づく妨害排除と妨害予防の請求は認めなかつた。高裁判決はその理由を「肖像権はその対象である肖像について、物権と同様な包括的かつ完全な支配を包含するほど成熟した権利とはいえない」と述べていた（九〇年七月二四日東京高裁判決。判時一三五六号九〇ページ）。

しかし、その後、先に触れた『タカラヅカおつかけマップ』事件では「平穏に私生活を送るうえでみだりに個人としての住居情報を他人によつて公表されない利益」の侵害を理由に差し止めが認められ（九七年二月一二日神戸地裁尼崎支部決定。判時一六〇四号一二七ページ）、『ジャニーズおつかけマップス』事件では「私生活の平穏を享受する

「という人格的利益」の侵害を理由に（九七年六月二三日東京地裁判決。判時一六一八号九七ページ）、さらに『ジャニーズおつかけマップスペシャル』事件でも、「他人に知られたくない私的事項をみだりに公表されない利益」の侵害を理由に差し止め命令が出されるようになった（九八年一一月三〇日東京地裁判決。未掲載）。

いわゆる追っかけ本による住居情報の公表が、タレント本人を初め家族や周辺住民に多大の苦痛を与え、回復不能の損害を引き起こしかねない状況が生まれるようになつたことが重視されたためである。『ジャニーズおつかけマップ』事件の東京高裁判決（九八年三月三一日。未掲載）は「出版物の表現内容が専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許される」と述べており、最高裁もこの判断を支持した（九八年一一月一〇日第三小法廷決定。未掲載）。

七 プライバシー訴訟は転換期に

最初に触れたように、それまでほとんど毎月のようにあつたプライバシー事件の判決が、九〇年代後半からは年三件程度に急減した。具体的には、八〇年代は二三件に過ぎなかつたものが、九〇年から九五年末までに四九件を数えたが、九六年以降は、現在まで、わずか一三件に減つてている。

転換期を迎えた理由は、いくつか考えられる。

まず、刑事被告人として拘置所に収容されながら、一人で二〇〇件以上の名誉・プライバシー・肖像権訴訟などを提起していた人物が、九五年ごろからは訴訟を起さなくなつたことが、最大の理由として上げられる。同人が提起したプライバシー訴訟の最初の判決は九〇年三月にあつた。九〇年代前半のプライバシー関係判決四九件のうち、同

人が提起した訴訟の判決は実に二〇件を数えていた。

八〇年代には少なかつたプライバシー侵害訴訟が、九〇年代前半には激増して、そのことがメディア側の反省を促し、報道姿勢に修正を迫ることになったことも、九〇年代後半になつて減少に転じた理由として上げることができよう。

さらに、一時期はプライバシー侵害事件として訴訟提起されるのが普通だつたような事件が、わざわざプライバシーをうたわなくとも訴訟が可能ということで、プライバシーという言葉を使わない訴訟が出てきたことも、プライバシー訴訟が減つてきた原因の一つと考えられる。たとえば、元大学教授が研究室の秘書らにセクシャル・ハラスメントを働いたかのような投書が新聞に掲載されたのを訴訟に訴えた事件（一九七三年三月二七日京都地裁判決、判タ九九二号一九〇ページ）でも、プライバシーという言葉は使われなかつた。

論者は著書『プライバシーＶＳマスメディア』を九六年六月に出版したが、この時期がプライバシー訴訟の転換点とちょうど一致していた。そして、プライバシーという言葉を言い換える動きなどに、何がしかの寄与ができたのではないかと考えている。